

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会議名	令和7年度第2回木津川市男女共同参画審議会				
日時	令和7年9月4日（木） 午後2時から5時	場所	女性センター 講習室		
出席者	委員 ■：出席 □：欠席	第1号委員 (学識経験者) 第2号委員 (市民) 第3号委員 (各種団体の代表者) 第4号委員 (公募に応じた市民)	<input checked="" type="checkbox"/> 有賀 やよい委員（会長） <input type="checkbox"/> 大村 和広委員 <input checked="" type="checkbox"/> 須田 利夫委員（副会長） <input checked="" type="checkbox"/> 小栗 一恵委員 <input checked="" type="checkbox"/> 藤澤 正典委員 <input type="checkbox"/> 赤穂 海佳委員 <input type="checkbox"/> 速川 光江委員 <input type="checkbox"/> 田中 真理子委員 <input checked="" type="checkbox"/> 炭本 範子委員 <input checked="" type="checkbox"/> 丸井 実季委員		
	庶務 (事務局)	前川市民環境部長、藤原人権推進課長、川崎所長、今中課長補佐、SRC			
傍聴者	なし				
議題	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 部長あいさつ 4. 議事 (1) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について (2) 第2次木津川市男女共同参画計画素案について (3) ワークショップ（7/24）の報告について (4) その他 5. 閉会				

会議結果 要　旨	<p>1. 開会 事務局より、開会を宣言した。</p> <p>事務局より、配布資料の確認をした。</p> <p>資格審査について、事務局より報告した。</p> <p>2. 会長あいさつ 有賀会長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。</p> <p>3. 部長あいさつ 前川部長より、挨拶があった。</p> <p>4. 議事 (1) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について（資料1） 事務局より、資料を基に説明した。</p> <p>(2) 第2次木津川市男女共同参画計画素案について（資料2） 事務局より、資料を基に説明した。 素案の中に、ワークショップの結果概要が掲載されていますので、一緒に報告させていただきます。</p> <p>(3) ワークショップ（7/24）の報告について（資料3）</p> <p>(4) その他</p> <p>5. 閉会</p>
-------------	---

会議経過 要　旨	<p>1. 開会</p> <p>開会宣言</p> <p>配布資料について確認した。</p> <p>事務局より、欠席委員 4 名（大村委員、田中委員、速川委員、赤穂委員）について報告した。</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>6月の第1回審議会、街頭啓発活動があり、この3か月がほぼ同じような暑さが続いている、また雨が非常に少ないという印象です。そして今日は台風が近づいていて雲行きも怪しい状況です。そんな中、第2回木津川市男女共同参画審議会ということで、今年度のビッグイベントであります、キラリさわやかプランの後期計画の審議もありますし、6年度分の事業の進捗状況、実施結果の審議ということで、どちらもボリュームのある議題ですので、きっちりと確認しながらも迅速な進行に努めたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>3. 部長あいさつ</p> <p>本日は、令和7年度に入りまして第2回目の審議会ということで開催をお願いしたところ、皆さま方におかれましてはご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、男女共同参画施策はもとより、市政全般に日頃からお力添えをいただいておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、男女共同参画社会の実現につきましては、社会全体の持続的な発展のために不可欠であり、本市におきましても誰もが個性と能力を十分に揮発できる社会づくりを進めてまいりましたところです。本日も継続してご審議いただきます第2次の後期計画につきましては、社会情勢の変化、あるいは国の動向に対応するものとなるよう、昨年はアンケート調査の実施、またワークショップの開催もさせていただきながら、今まで進めてきたところです。</p> <p>今後も個性と多様性を尊重しあい、誰もが生きがいを感じられる男女共同参画社会の実現のために、委員の皆さま方のより一層のご指導ご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。それと併せて、誠に勝手ではございますが、台風15号が京都府に接近との予測が出ております。今日も4時過ぎにその会議へ出席しなければなりませんので、時間に不具合が生じた場合につきましては、中座させていただくことを予めご理解いただきたいと思います。どうぞ今日はよろしくお願ひいたします。</p>
---------------------	---

4. 議事

(1) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について(資料1)

事務局より、議事(1)について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

議長： 事務局からの説明について、ご意見をお願いします。

委員： 7ページの「デートDV予防講座の実施」に「人権指導者連絡協議会会員対象として講演を実施した」とあります。希望が3校あつたなら、3校とも実施するべきではなかつたかと思います。

事務局： 予算上の話ですが、1回の講演に4万円の予算を計上しています。ここで確保している1回の講演分の予算をどの学校で使っていただくかということですが、学校の人権の補助金2万円とPTAの会計から2万円ということで、デートDVだけでなく包括的支援性教育の講演・講座をあちこちの学校でされています。3校の希望がありましたがあつたが、予算計上の都合により1校になっています。今年度は、山城中学校の2年生を対象に実施することとなっています。

委員： DV以外の内容もされているということですか。

事務局： これもデートDVだけでなく、性の話や人権等、色々と組み合わせた講演になります。同様の内容で、デートDV講座や包括的支援性教育という名称で各学校が実施されています。

委員： 正誤表にある人権推進課の評価Bですが、実施結果として「～啓発を行っている」とあるので、評価Aでも良いと思うが、何故Bなのか。その理由を実施結果か課題に書いておけば、次の段階に進みやすいのではないかでしょうか。これだけではわかりにくいくらいました。

事務局： 新たに変更したわけでも、より充実したわけでもなく、前年度の内容のまま継続ということでBにしています。

委員： それならAで良いのではないですか。

委員： 「新たな試みを模索する」等の追記があると良いと思います。

委員： 3ページ12-2と15-2の評価がそれぞれBとAですが、課題や方向性も同じような内容なのに、同じ課で評価が違うのはなぜですか。そのあたりのバランスはどうなっていますか。

事務局： ハローワークは「求人情報」と目立つように掲示し配架していますが、ジョブパークや労働局から届くチラシについては、一般的のリーフレットと同じ扱いで特に目立つようにはしていないという違いから、AとBにしています。

委員： 人権の方はまだその差がありますが、観光商工課の12-1と17-1も、同じような内容のように思いますが評価は異なります。色々な方の目に触れる可能性もあるので、違和感があるところは指

	<p>摘や修正をした方が、今後のために良いのではないでしょうか。</p> <p>事務局： 再度確認の上、担当課と協議したいと思います。</p> <p>事務局： 今の説明で大筋は間違いないのですが、取組の中身が市内事業所に対してどういう働きをしているか、あるいは、市としてしなければならない業務についてどのような取組をしたか、になります。市内事業所に対して積極的な取組ができているとは言い難いので、Bとしているとご理解いただければと思います。</p> <p>議長： それぞれの担当部局が自己評価されているので、全て同じ基準にすることは難しいと思います。例えば、ただ並べているだけなのか、目立つよう工夫したり、何かのイベントに合わせて出している等、細やかな違いはあっても良いと思います。ただやっているだけより、主体的に取り組んでいるところについては遠慮せずに評価しても良いと声掛けしていただき、全体の機運として男女共同参画が進めば良いと感じます。また来年度調査をされる時に、そのあたりの注意点と審議会から出た意見も踏まえて伝えてほしいと思います。</p> <p>事務局： 各課に評価を任せているとはいえ、B評価なのに「引き続き～」とあるのは、確かに語弊があると思います。各課に照会をかける際には気をつけたいと思います。</p> <p>委員： 今までではイメージがわきづらかったですが、今回すごく見やすくなりました。A評価でも、さらにこうしたいと書いている部署もあり、次の計画に繋がると思いました。「引き続き」とあるところは、何か工夫しているがあれば具体的に記載があると、後期計画に具体的に色がついてくると思います。</p> <p>事務局： 5年の節目ということもありますので、いただいたご意見を伝えたいと思います。</p> <p>委員： 回数や人数を書いているところと、書かれていらないところがありますが、そのあたりの統一性は図っておられますか。</p> <p>事務局： 内容によって人数等の数字が書けるところもあれば、書けないものもあると思います。当初、回答について具体的には求めていませんでしたが、今年は数字で書けるところは書くようにお願いしました。次回も同様に指示を出していきたいと思います。</p> <p>委員： 例えば、5回と計画していて5回実施したならAとなると思いますが、1回しか実施できなかつたのにAかというと、そうではないと思います。そういうことを踏まえて、実施回数や数字の記載がある方がわかりやすいと思います。</p> <p>事務局： こういうご意見があったことも伝えて整理したいと思います。</p> <p>委員： No. 39と40の「災害対策における男女共同参画の推進」は、意思決定の場に女性は絶対に必要だと思いますが、そういうことが具体的に書かれていません。毎年見直しをしていくがあるので、「継続」という言葉だけでなく具体的な数値など、どうしていくかを書くべきだと思います。</p>
--	--

議長： 具体的な目標人数ということでしょうか。

事務局： この計画は、当然男性・女性の区別なく社会進出を果たし、それが意思決定の場や行動の場にどう反映されていくのか、その目標を定めているのが計画です。計画に対してどういうアプローチをしていくのか、実施計画を決めていくのかが大事になります。全体を捉えてその考え方方が根底にあり、その上で各事業の計画や実施内容を原課で決めていきます。そこには予算も関係してまいります。審議会委員の女性比率40～60%を目指していますが、現実としてそうならない状況があります。そのことについて、数字だけで評価できない部分があると考えています。今回、わかる範囲で担当課は数字を入れてくれましたが、その数字だけをもって取組が前に進んでいるのか、あるいは後退しているのかどうか判断できるものではなく、慎重にみていく必要があると思います。次期計画においては、そのあたりも含めてどういう評価方法、あるいは表現の仕方が良いのか、皆さま方のお知恵をいただきながら、次につながるように担当課に指示していきたいと思います。

議長： 例えは後期計画でも今まで書いていなかった「めざす姿」を追加し、理想形をイメージしやすいように表記していただいている。そのように、今までやってきたことをさらに見える形で促せるような表現を各課が工夫して取り入れてもらえば嬉しく思います。

62番「生涯にわたるスポーツ活動の推進」に「市内体育施設の利用促進」とあります。木津川市はこれだけ人口が増えてきても、障がい者スポーツが生涯スポーツの中に出でてきたことがあまりありません。地域では、ボッチャの取組等をされている方も増えてきており、今オリンピックとパラリンピックはセットでテレビ放送されています。そういう視点は、あらゆる人が木津川市で自分の存在価値を感じて、夢を持って生きていくためには必要だと思います。それをもってB評価にしろというわけではありませんが、そういう意見があったことをお伝え願えればと思います。

(2) 第2次木津川市男女共同参画計画案について（資料2）

事務局より、第2次木津川市男女共同参画計画案について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり

議長： 第1章「計画の概要」について、ご意見をお願いします。

委員： 2ページの「計画策定の趣旨」に、LGBT理解増進法は明記する必要はないでしょうか。具体的な市の行動計画につなげるものだけを記載するのであれば必要ないと思いますが、ここ何年間の流れ

	<p>でいえば大きな法律だと思うので、ご検討いただければと思います。</p> <p>議長： 市としてもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は行っていますし、その上位法はL G B T理解増進法だと思います。加えることに異論がある方はいらっしゃいませんか。</p>
一 同：	異議なし。
議長：	それでは、加える方向で検討願います。
委員：	4ページの2段落目に「経済・社会・環境の3側面に好循環と相乗効果を生み出し」とありますが、経済・社会・環境の3側面を具体的に出していく意味を説明願います。
S R C :	S D G s が経済・社会・環境といった広範囲な課題に対する取組が示されているという説明になります。この計画の中身がそこを押し出しているわけではないので、誤解を招くということであれば修正させていただきます。
委員：	木津川市のことここでここに記載したわけではなく、S D G s の全体的な表現として使っているということですね。
議長：	次に、第2章についてはアンケート結果をまとめていただいたもので、前回確認した内容と重なると思います。
委員：	木津川市以外の総務省等のデータから、木津川市も概ねその傾向であるという判断の下、ここに載せているということですね。
事務局：	木津川市のアンケートの前に、総務省や国勢調査等の情報を入れています。
議長：	36ページ「3 市民意見交換会（ワークショップ）結果の概要」について、簡単に報告をお願いします。
	<p>事務局より、第2次木津川市男女共同参画計画素案（36ページ「3 市民意見交換会（ワークショップ）結果の概要」について、資料を基に説明した。</p>
議長：	18人の参加者からの多様な意見を率直な声で出していただけて、それを含めて後期プランにどう活かすか、ということになってくるわけです。
委員：	13ページ①「労働力率」に「特に30歳代では、全国・京都府と比べて7ポイント程度低くなっています」とありますが、ここについてどんな分析をされているのか教えてください。
議長：	専業主婦率が高いということになるのですか。
委員：	シンプルにそうなると思いますが、それは何故なのか。
事務局：	他市に比べて、木津川市はニュータウンの開発により子育て世代がとても多いようです。
議長：	都心と比べて住居費やローン費用がそんなにかからないので、木津川市を選択して来られている方も多いのではないでしょうか。
委員：	1～3歳の手が離せない子どもがいる場合、どうしても家にいな

	<p>いといけないので、ニュータウン等では労働力率的には専業主婦が増えてしまうと勝手に思っていました。</p> <p>議長： 緩やかなM字型を描いています。</p> <p>委員： 労働力率は、就業率ではないのですか。</p> <p>SRC： 就業率ではありません。</p> <p>委員： 労働力率と労働力人口と就業率の定義を、どこかに入れておいた方が良いのではないでしょか。</p> <p>SRC： 詳細に分析しないと明確には難しいのですが、全国的に子どもの数が減少している中、木津川市は若い世代もお子さんをお持ちの方が多く、まだお子さんが小さくて就労していない方が他と比べて多い状況だと思われます。また詳細にデータ等を調べて整理します。</p> <p>委員： 14ページ③「共働き世帯の状況」に「共働き世帯の状況は一貫して増加しております」とありますが、「の状況」は不要ではないかと思いました。</p> <p>15ページ④「妻の就業状況（全国）」に「直近の統計では～」とありますが、直近の統計とは具体的に何なのか。何を元に「約7割が就労を継続しています」といえるのか。根拠不足だと思います。</p> <p>SRC： その下に掲載しているグラフの「平成27～令和元年」の数字の部分が、第1子出産前有職者の中で有職者が約7割ということでしたが、わかりにくいで、「平成27～令和元年の数値では」と改めさせていただきます。</p> <p>委員： 次に、⑤「夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）」は、非常にわかりやすいです。前回もあげられていて、興味を持って見ていました。前回も今回も、家事・育児・介護等の時間は、共働きであれ、妻が無業の世帯であれ、男性と女性では格段に差があります。共働き世帯の夫の46分は、前回と同じで全く進んでいません。無業は前回50分でしたが、今回は47分と減っています。何が前回と違うのか見ていくと、仕事・通勤等がいずれも増加していく、自由時間が減っています。これは全部の時間を合わせると24時間になると思いますが、一番上の共働き世帯の妻は24時間を超えています。今回のデータはどれも歪で、少し信頼性に欠けると思います。</p> <p>19ページ（4）「女性に対する暴力、相談の状況」の「また、京都府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数、京都府警における配偶者からの暴力事案等の認知件数ともに増加しています」は、もう少し正確な表現の方がわかりやすいと思いました。</p> <p>委員： 20ページの上段には「減少傾向にある」となっています。センターへの相談件数と警察への相談の違いはありますが、ここでの整合性がどうかと思いました。</p> <p>委員： 今回は5,783件、前回は7,784件と比較すると減っているのに「認知件数ともに増加しています」とあるので、また確認願えればと思います。</p>
--	--

それから、25ページ②「この10年間の男女共同参画の変化」の「仕事と家庭・子育ての両立のしやすさや、男性の家事・子育て・介護等への参加において、男女間で意識の相違が大きくみられるところから、重点的に取組を進めるとともに～」は、男女間の男女共同参画の意識に相違があると捉えてしまいますが、男女共同参画意識が前進したという認識が男性と女性では違うと思いますので、もう少しわかりやすく表現しないと、誤解を招くのではないかと思いました。

議長：男女共同参画の色々な取組が進んできたから、男性も参加するようになったと男性は思っているが、奥さんからすればそうではないということですか。

委員：そうです。男性の認識と女性の認識では、相当ギャップがあります。その表現として「意識の相違」という書き方では、少し弱く感じる所以、もう少し強めに書いたほうが良いと思います。

議長：まだまだ男性が追い付いていないということですか。

委員：男性自身は10年前から比べると頑張っていると思いますが、女性からすると全然進んでいないというギャップがあります。

議長：世代別でもそのギャップはあまり小さくなっていないですか。

SRC：今すぐ出てきませんが、年代別でもみています。

議長：若い世代は変わってきてていると思うのですが。

委員：変わってきてはいますが、やはり男性の意識と女性の意識のギャップが大きいです。

議長：確かに、先ほどの時間の問題をみても、家事・育児・介護はほとんど女性が担っているところがあります。

SRC：進展しているかどうかの自己評価で男性・女性間に意識の差があるということで、誤解を招かないように表現を修正します。

委員：40ページ（3）「後期計画策定に向けた課題」基本目標Ⅰの一段落目に「女性だけが子育てや家事に積極的にかかわるのではなく、男性もまた子育てや家事に積極的にかかわっていける意識啓発が必要です」とありますが、この表現がわかりにくいので、工夫していただけたらと思います。次の段落に「また、職場において“男性優遇”と感じている人は、前回調査と比べると低くなっているものの、国調査と比較すると多いことから、性別等にかかわりなく～」とありますが、「国調査」とは具体的に何ですか。

基本目標Ⅱ「DVに関する周知・啓発に努め未然防止につなげたり～」がわかりにくいので、「周知・啓発に努めることで未然防止に～」と表現を工夫してください。それと、「DVを受けた人が相談しやすい環境づくりが必要です」とありますが、相談しやすい環境づくりだけでなく、もう一步踏み込んで救済に繋げたほうが良いと思います。個人的な意見ですが、相談に留まっているだけで良いのかと思いました。基本目標Ⅲ「男女共同参画の意識づくり」は、表現

	<p>が変わるのでよね。</p>
	<p>事務局： 内容を検討します。また、基本目標Ⅲは後期目標では変わりますが、これは後期策定に向けた課題なので、前半の5年間は「男女共同参画の意識づくり」となっています。</p>
議長：	<p>次に第3章に進みます。43ページの計画の体系図があるとわかりやすかったと思いますが、文章から読み取っていただければと思います。基本目標Ⅰが、53ページまであります。</p>
	<p>44ページ「事業所調査結果では、女性を管理職に登用する上で課題として、「女性自身が管理職を望まない傾向がある」とありますが、管理職を望まないのは何故かを考えると、家事・子育てを全て担わないといけないことがあると思います。それと、残業しても給料が増えるわけでもないからやりたくないということを、女性だけでなく男性からもよく聞きます。管理職を望まないのは、女性だけではありません。アンケートとしてこういう結果でしたが、女性自身が変わる必要があるというよりは、その背景を考える必要があると強調してもらえればと思います。</p>
委員：	<p>本当は管理職になりたいけど、色々なことを犠牲にして自分のステップアップを望むのか、というところが根本にあります。ここに入れてしまうと軽くなってしまうのではないかと思う。</p>
議長：	<p>「望まない傾向がある」という言葉で逃げないでほしいと思います。</p>
委員：	<p>私は企業にいたので、仕事と子育てを両立する中で、育休を取ると評価が下がる中でどちらか選ばざるを得なかつたです。</p>
議長：	<p>実際に管理職にならない人、あるいは退職を選択した人も、それで良かったと思っているかというとそうではなく、自分のアイデンティティの大きな部分が失われた方もいると思います。木津川市にはその結果としてそういう人達がニュータウンに来ているのではないかという気がします。男性自身はするようになったと思っていても、女性からすればそう思っていない。お互いが正直に出し合っていかないといけないですが、正直に言わすことによって家庭の円満が続いている感じもします。なるべく家族内のコミュニケーションを埋める方向で分析して方向性を出していけたらと個人的には思います。</p>
事務局：	<p>皆が納得できるような文章を考えたいと思います。</p>
事務局：	<p>おっしゃっていただいていることは非常に大事なことで、私もその通りだと思います。今の現象が生じている根本的な原因や課題を直視するのではなく、それに基づいて生じた現象を評価することが、事業所内で多数を占めている男性の意識として根強く残っているという表現をされていると思いました。何故こういう書き方をしたかを事務局サイドからしっかり説明することが大事だと思いますし、表現として不十分だったのであれば、当然もっと時間をかけて練り</p>

	<p>直すことが必要です。</p> <p>事務局：もう一度お時間をいただきて、検討したいと思います。</p> <p>委員：何行か伏線というか、こういうことが読み取れますという表現になるのではないか。</p> <p>議長：意識改革が必要ですというと、かなり意識が低いと聞こえてしまいますよね。</p> <p>委員：組み立てとしてはこれで良いと思いますが、そのあたりは練っていただければと思います。</p> <p>戻りますが、41ページの四角囲みの「男女共同参画を推進するための5つの基本理念」は市の条例ですが、この文章としては書いていないのですか。</p> <p>委員：要約していますよね。</p> <p>事務局：条例はもっと長いです。</p> <p>委員：その要約が今ひとつわかりにくいで</p> <p>議長：当時は抽象的な言葉が並んでいるという印象を受けますね。</p> <p>委員：「3 男女共同参画による意思決定：男女共同参画による地域社会づくり」は、イメージがつかみにくいで</p> <p>議長：意思決定に則って地域社会をつくっていきましょうという意味だと思います。</p> <p>委員：それが元の条例を見ながらではなく、この計画を見てということですが、これは2つが並列的に書いてあり、わかりにくいで</p> <p>議長：5つのメインテーマがあり、その施策を濃縮したのがコロンの後の部分だと思います。具体的なものはその後に入っているという意味だと思いますが、ない方がわかりやすいですか。</p> <p>SRC：確かに基本の男女共同参画推進条例の文章はもっと長いですが、木津川市のホームページで条例を紹介しているものを引用しています。そこは、条例の文章をそのまま持ってくる等、見直したいと思います。</p> <p>委員：44ページ以降で、具体的に「めざす姿」を入れていただいているのは、わかりやすいと思います。これは単なる意見なので、またご検討いただけたらと思いますが、同じく44ページに「一人ひとりの取り組み～家庭・地域・職場～」として3つあげられています。一つ目に「市政に関心を持ち～」とありますが、社会教育課が学校行事へのボランティア参加を呼び掛けているので、そういう項目も入れていただいても良いと思います。</p> <p>議長：学校教育課でも、地域コミュニティの中の学校づくりというようなことを教育委員会全体で言っていて、それはすごく大事なことだと思います。</p> <p>SRC：この44ページは「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」なので、例えば51・52・53ページあたりが男女で取り組む地域活動の促進の項目になります。入れる場所は、検討させていただき</p>
--	---

	<p>ます。</p> <p>委 員： 各学校でコミュニティスクールを作っていくことでの動いています。その中の参画になると、政策にも関わてくるものもあります。場合によっては、この欄に入る可能性が出てくると思いますので、また精査してください。</p> <p>45ページ(2)「政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成」について。人材育成は大事ですが、「女性リーダー」のイメージがよくわかりません。</p> <p>議 長： 今、市役所で女性リーダー養成はされているのですか。</p> <p>事務局： 役職に応じてしています。自主的参加の部分もあります。</p> <p>委 員： それが結果として女性リーダー育成につながっているということですか。</p> <p>事務局： 先ほども議論がありましたが、自己研鑽して自分の思い描くキャリアを積みたい方が、その機会を与えられないことは決してあってはならないことです。そういう意味では、テーマごとに様々な研修を用意して、参加を促すようにしています。結果として、その研修が女性リーダー養成講座であれば、そこにつながっていくのではないかという認識はあります。男性・女性の区別がなく参加できるような研修内容が一番土台になると考えています。</p> <p>委 員： その3行目にある「人材プールの確保」のイメージがわかないのですが。</p> <p>委 員： 5年後も通用する言葉であってほしいと思います。5年前はその言葉が流行りだったかもしれないが、今はイメージがわかない。</p> <p>事務局： 前回計画の表現をそのまま引用しているので、修正を検討します。</p> <p>議 長： 市役所が企業になってしまったというイメージがあります。市民に向けて最初に伝える参画拡大のところには、むしろ自治会や専門的な審議会・委員会の代表に女性がなる視点も持ってもらいたいという話を最初に書いた方が、違和感がないと思います。職員に何%女性がいるかは、どちらかというと市役所内部で検討していただく課題だと思います。木津川市の取組を知ることは大事ですが、地域社会の自治会等いろいろな組織で普通に男女共同参画の考えが根付いてくれることの方が大事だと思います。</p> <p>委 員： 取組としては市の担当課が取り組んでいくので、ある程度具体的に落とし込んでいかないとわからないこともあると思います。</p> <p>事務局： 前期計画策定後に職員のあり方、今の状況に応じた育成計画を作っていますので、その計画と整合を図ることも大事だと思います。どちらが先んじているのかの議論をしながら、実際に書くべきことをここに書く必要があると思いますが、そこはまた担当課と相談の上、検討したいと思います。</p> <p>委 員： そういう意味では、3つ目の「女性の自主的な生涯学習への支援」は、一般の女性をイメージしていますよね。今の項目のままであれ</p>
--	--

	<p>ば、別のところに移動した方が良いかも知れません。</p> <p>事務局： もしかしたら、章立てで区分する方が難しいかも知れません。全てのことに関わってきますので。</p> <p>委 員： 「めざす姿」を入れていただいたのは、すごく良いと思います。項目だけが並ぶと、やることが目標になってしまって何のためにやるかがわからなくなります。「めざす姿」があれば、これをしてこの姿になると考える大元があるし、言葉もわかりやすくて良いと思いました。欲を言えば、基本目標Ⅰの「めざす姿」があるからこそこの先があるし、さらに言えば先ほどの5つの基本理念もこういう固い言葉ではなく、それぞれの「めざす姿」があればと思います。ビジョンをせっかく中項目くらいに入れていただいているので、検討する余地があればと思います。</p> <p>S R C： 基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全体の「めざす姿」としては最初の1ページ目に入れています。全部に「めざす姿」を入れていくとなると、正直難しい部分があります。</p> <p>委 員： 第1章の「～とは」がめざす姿ということですよね。</p> <p>S R C： そうです。男女共同参画の説明というより、木津川市でめざしているものになります。</p> <p>委 員： ここももう少し柔らかい言葉であれば、もっと入ると思います。タイトルが「本計画がめざす～」とあると、構えてしまいます。可能な範囲で検討してください。</p> <p>S R C： 検討します。</p> <p>委 員： 1ページの「学校では」に「一人ひとりの個性・興味・関心を尊重し、それぞれの能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適性に応じた主体的な進路選択がなされています」とありますが、学校なので結果として進路選択もしますが、その前に色々な教育があるので、言葉足らずな気がします。</p> <p>S R C： 「～それぞれの能力を伸ばす教育が行われ、“結果として”～」という意味ですが、「性別にとらわれない～」以下が長いので誤解を招いていると思いますので、見直します。</p> <p>委 員： 「～なされています」が、子どもが主語になると変わるかもしれません。</p> <p>議 長： 子どもが主体的な進路選択ができるようになっているということですね。時々上から行政目線の文章があります。</p> <p>S R C： またわかりやすい文言を検討します。</p> <p>議 長： その場その場で色々な人がそれぞれ主人公だとなるように。例えば、木津川市の計画は51ページの「家庭・地域における男女共同参画の推進」がメインだと思います。「性別や年齢等によって役割が固定されることなく」と付けないと、今までとどう違うのかが語れないところがあると思いますが、ここから始まるとどうしても堅苦しく効率の悪い文章に見えてしまうと思います。もう役割が固定さ</p>
--	--

	<p>れていないことは当たり前なので、書かなくて良いというのが私の考えですが。「～に捉われることなく」とか、いくつか出でてきます。</p>
委 員：	ある程度入れないと、わかりにくいのではないかですか。
議 長：	ゼロにはできないと思いますが、もう少しソフトに短く。
S R C：	「めざす姿」の「性別や年齢等において役割が固定化されることなく～」というような説明が不要ということでしょうか。
議 長：	不要というわけではなく、もう少しソフトで自然な表現ができればと思います。自分で選んだことができるということが基本だと思うので、こうされてはいけないということより、これができるんだ、という表現の方が、めざす姿として楽しげだと思います。
S R C：	「めざす姿」も文章量が多いと少ないのがあるので、「～に関わりなく」というよりも、望んだことが望んだようにできるようにという表現で、再度見直します。
委 員：	51ページ「一人ひとりの取り組み～家庭・地域・職場」の2つ目に「身近に子育てや介護に不安を感じている人がいるときは、相談するように勧めましょう」とありますが、具体的に誰に相談するのか、家族なのか行政なのか周りの人なのかがわかりにくいと思います。それと、最後の「地域の避難所運営等について、女性や子育て家庭等の意見を反映しましょう」は、女性と固定するのではなく、「子育て家庭等、多様な意見～」とした方が良いと思いました。
議 長：	「障がい者」等も入れていただいた方が良いと思います。
委 員：	53ページ(3)「多様な視点を取り入れた防災対策の推進」の具体的取組にある「男女のニーズに対応した地域防災計画の推進」は、少し弱いと思います。推進でも結構ですが、少し気になりました。
	54ページの「現状と課題」の2行目「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の制定以降、配偶者等に対する暴力は犯罪となる行為を含むという認識は広がっているものの～」は、どういう意味かわかりにくいです。
議 長：	家庭内での出来事は、警察が関与しない、犯罪ではないという時代から考えると、やはり暴力は犯罪だという認識です。
委 員：	「犯罪である」と断言してしまうと、法的にダメなのですか。
S R C：	暴力にも色々な暴力があります。
議 長：	モラハラ等は、どこまで犯罪か。
委 員：	「配偶者等に対する暴力は犯罪であるという認識は広がっているものの」であれば、ストレートでわかりやすいですが。
事務局：	お金を渡さない経済的な暴力もありますが、それは犯罪ではないので難しいと思いますが、検討します。
議 長：	DVは6つあるので、全部あげておけば良いのではないかですか。
委 員：	57ページの「現状と課題」の二段落目に「相談体制の連携をより一層強化し、被害者の自立等に向けた切れ目ない支援が必要となります」とありますが、被害者の自立の前段として被害者の保護が

	<p>入るのではないですか。はじめのタイトルに「DVの防止と被害者の保護・自立支援」とあるので、保護も入れるべきだと思いました。</p>
議長：	保護されて初めて自立が考えられるので、やはり保護して安心安全を保障することは大事だと思います。
委員：	段階を具体的に明記した方がわかりやすいと思いました。それと併せて「めざす姿」では、DV被害等を未然に防ぐことができる事が第一段階だと思います。万が一DV事象が起きた場合は、保護や自立支援につながるので、簡単な言い回しで入れた方が良いと思います。関係者はわかりますが、市民に安心を与える意味では具体的に書いた方が良いと思います。
議長：	一番大事なのは、被害者に対して「あなたは悪くない」と言ってくれる存在です。自分が悪いからこうなってしまったと思いこんでいる人に、悪いのはあなたではなく加害者だときっちり言ってくれる相談機関である必要があります。
事務局：	市は保護はしていません。市に相談を受けて、そこからつなげていき、保護に結び付けていきます。
議長：	「それが第一歩です」とか、入口だという書き方はした方が良いと思います。市営住宅もあるのですよね。
事務局：	ありますが、申し込み時期が決まっています。
委員：	他のところは市民が主語になっているので、市民を主語にすると良いのではないでしょうか。
委員：	タイトルに「DVの防止と被害者の保護・自立支援」とあるので。市に相談すれば、何らかの救済になるので安心してくださいというのがあれば良いと思います。
	58ページ(2)「被害者の自立支援」の具体的取組の2つ目に「DV被害者等の市営住宅の優先入居」とありますが、事業評価には優先入居ではないと書いてあります。
議長：	元々木津川市に住んでいる人が、同じ木津川市の市営住宅に入つてもまたすぐ見つかってしまうので、入りたくても入れないという問題があります。
委員：	別に背伸びする必要はないし、現実で対応できる形で府営住宅や他市町村と連携していきます、としてはどうですか。
SRC：	今後の方向性に、優先入居ではなく入居資格の緩和と書かれているので。
議長：	それは、優先入居に入らないのでしょうか。
SRC：	この人から順に入れるということではないと思います。より現実的に「入居資格の緩和」への文言の変更なども検討します。
議長：	安全確保は警察とも連携していただけるのですよね。
事務局：	木津川市の市営住宅に入ったとしても、24時間警察が守ってくれることになりません。
議長：	例えば、保護された方が他市に行く等、市営住宅に入れないので

	<p>は探してくれますよね。「DV被害者等の安全な住居の確保はしています」ということは入れた方が良いのではないですか。</p>
事務局：	市営住宅・府営住宅があります。
議長：	それは施設整備課の仕事ではないですね。
事務局：	住居の確保はしたとしても、安全はお約束できないような気がします。
委員：	無理な具体的取組を入れる必要はないし、施設整備課が違うような感じで言っているのであれば施設整備課は外して、府営住宅等の斡旋を相談窓口で取り組むような形に変えていけば良いのではないでしょうか。
事務局：	6年度は5戸の募集を行いましたが、対象者は0でした。5年度は2団体7か所ありましたが、申し込みは0でした。優先入居もないということなので、担当課に確認したいと思います。
議長：	府のセンターを通じて安全な住居の確保もあるでしょうし、警察との連携もあると思います。違うことをむしろあげたほうが安心できると思います。
事務局：	担当課に確認します。
委員：	その下の(3)「再犯防止に向けての加害者への支援」の具体的取組「社会を明るくする運動の実施」は、取組としてあるのは知っていますが、見た時にわかりにくいです。
事務局：	「社会を明るくする運動」は、保護司が中心となって再犯防止、罪を犯した方の社会復帰支援を目的にされています。
議長：	加害者の方は行っておられるのですか。加害者への支援は、本人へのカウンセリングを続けて、自分が変わらないといけないというところまでもっていかないと、なかなか再犯防止とは言えません。
委員：	心のケアとは少し違いますよね。
議長：	ただ、DVの加害者は行かない人が多いと思います。そしてこの取組が加害者支援に結びついているかどうかですね。他市ではこういうのも入れているのでしょうか。
事務局：	再犯防止に向けての支援が大切です。市として「社会を明るくする運動」は、就職したいとか、心がしんどいという相談があれば各課につなぐことはでき、加害者が暮らしやすいよう社会福祉課が窓口になって各課につないでいます。
議長：	保護司会を中心とした加害者への支援活動とか。
事務局：	DV加害者が必ずしも逮捕されるわけではありません。
委員：	例えば経済的なDVでは警察には捕まらないので、保護司は入らないです。そんな人のための「社会を明るくする運動」ですか。
事務局：	「社会を明るくする運動」は、DVに関わらず罪を犯した人、例えば刑務所の出所後に面接して話を聞いたり、今後の方向性の相談を受けたりしているので、DVで逮捕された人には関係ありますが、そこまでいきつかない加害者には違うかもしれません。

	<p>委 員： 具体的にそういう活動をしているところはあるのですか。</p> <p>事務局： 再度近隣の状況も確認します。</p> <p>委 員： 最終的にパブリックコメントを求めた時に意見が出ると思います。</p> <p>委 員： 一方で5年後を見据えると、今入れておかないといけないかもしませんよね。</p> <p>事務局： DVは捕まらない方も多いので、そういう方に対するフォローが難しいですね。</p> <p>議 長： 例えば、自分が妻に対しててきたことはDVかもしれないと、離婚してから後悔する人のための男性相談の支援はあるのですよね。</p> <p>事務局： 木津川市としてはないので、京都府を紹介させていただきます。男性相談の問い合わせすらない状態です。</p> <p>委 員： そういう相談をつなげていくということは書けないのですか。社明運動にすると、少しニュアンスが違う感じがします。</p> <p>議 長： 更生の方に入る感じがしますよね。</p> <p>委 員： 最近では、女性が男性に対してDVをすることもあります。</p> <p>事務局： ここは再度検討して、次回提案させてもらいます。</p> <p>委 員： 59ページの「現状と課題」の三段落目に「さらに、乳幼児・小児期からの生活習慣や虐待等不適切な養育などの社会的要因が成人後の生活習慣～」とありますが、こういうのは社会的要因になるのですか。</p> <p>議 長： 社会的要因にはなりますが、「成人後の生活習慣、社会的孤立、精神疾患等の原因になりやすい」ことが定説であると言い切ることは難しいと思います。因果関係が科学的に言い切れるかというと、それはないと思います。「自殺やひきこもりの割合が女性に比べて多い」とありますが、うつは女性の方が多いと言われています。</p> <p>S R C： うつは確かに女性の方が多いかもしれません。自殺や引きこもりは男性の方が多く、自殺未遂は女性の方が多いのは実際の統計としてあります。</p> <p>議 長： そこで男女差をいうことがどういう健康支援になるのか。男性の健康を害する生活習慣を改めてくださいということになるのですか。</p> <p>S R C： 60ページ(2)「ライフステージに応じた心身の健康対策の推進」があるので、性差に応じた健康づくりに取り組む必要があるという前段の文章になります。</p> <p>委 員： この3つの段落は、キュッとまとめられているので、例外が多いにも関わらず少し乱暴に見えてしまいます。</p> <p>議 長： 被虐待児の立場に立つと、こう書かれるとかなり辛いと思います。</p> <p>委 員： 例外のパーセンテージがあるものをまとめてここに入れてしまうリスクは、すごくあると思います。</p> <p>議 長： 健康課題は性別や年代によっても違い、それぞれの遺伝素因等に</p>
--	--

	<p>よっても違ってきますが、それぞれにあった健康課題を適切に見つけて生涯続けることが人生を通して必要だと思います。</p>
S R C :	「虐待等不適切な養育など」が全て「社会的孤立、精神疾患等の原因」になると思われる可能性があるので、ピンポイントで指摘してしまっている部分は削除するような形で修正します。
委 員：	同ページの「めざす姿」は「一人ひとりが性差による健康上の問題や身体的特徴を十分に理解し合い、お互いに思いやりを持って過ごしています」とありますが、イメージが捉えにくいです。要は、「現状と課題」の最後の行に「だれもが安心していきいきと暮らせる環境整備を行っていくことが必要です」とあるので、「めざす姿」はそういうことだと思います。「お互いに思いやりを持って」は、少し違うと思います。
S R C :	「思いやりを持って」は、修正します。
委 員：	60ページ(2)「ライフステージに応じた心身の健康対策の推進」の具体的取組に「生涯にわたるスポーツ活動の推進」とありますが、心身なのでスポーツだけでなく文化関係もあるのではないかと思います。高齢の方だと文化的な活動をするだけでも健康に良いと思います。
委 員：	62ページ(1)「ひとり親家庭への支援」は、貧困対策等非常に大事な問題だと思うので、意欲的に取り組んでいくことは賛成です。市の取組として可能かどうかわかりませんが、フードバンクやこども食堂等はどうですか。相談が多いですが、もう少し踏み込んだことはできないのでしょうか。
事務局：	フードバンクもこども食堂も社協が主になり取り組んでいます。
委 員：	市として補助金等の支援はしていないのですか。
事務局：	社協のほとんどの補助金は市が出しているので、間接的な事業であります。
委 員：	物資の支援等もしていないのですか。
事務局：	物資の支援ではなく、経済的なものになります。フードバンクの協力はしていますが、実際の運営を市自体がすることは難しいです。
委 員：	その前のページに「困難な状況におかれた人への支援」と書いているのに、相談支援等だけでは弱いと感じました。無理なら良いのですが、何か書けないかと思いました。
事務局：	完全に無関係ではなく、補助金を通じて間接的に協力しているので、社会福祉課に確認してみます。
議 長：	コーディネートが行政の仕事なので、民間との協力を大事に。
委 員：	64ページ(1)「ジェンダー平等保育・教育の推進」の具体的取組に「メディアの真偽を見極める力」とありますが、これだと報道機関等の真偽になるので、「メディアが発信する情報の真偽」とした方が良いと思います。
議 長：	「メディアやSNS等の情報を見極める力」としてはどうですか。

	今だと、チャットGPTも入ってくるでしょうし。
委 員：	「情報」ではダメなのですか。
議 長：	「情報」では漠然としすぎませんか、新聞とか。
委 員：	でも、新聞も正しいとは限らないので。「世の中にあふれている情報の真偽を見極める」とか。
委 員：	(メディア・リテラシー)と括弧書きしているので、色々な機関が発信するというあたりを。
事務局：	学校教育では情報モラルについての施策はあります。
議 長：	学校教育課で入れてはダメなのですか。
事務局：	注意書きは入れていたのですが。
委 員：	どちらかというと子どもよりも大人の方ですね。
議 長：	大人は誰がやるかですよね。
S R C：	その部分は、担当課も空欄になっている通りで、学校教育課等に確認しながら調整したいと思います。
委 員：	文言で「男女平等」と「ジェンダー平等」が混在しているので、使い分けているのであれば良いですが、確認願いたいと思います。
委 員：	70ページの人材リストは削除できないのですか。当初はこういうものをイメージして計画を立てたけど、5年経過してこれを残すことに何か大きなメリットはあるのですか。外せないのであれば仕方ないですが、男女共同参画とのつながりもわからないので。
事務局：	色々な講師を選ぶ際や、審議会委員を選ぶ際にも利用しています。
委 員：	目標に向けて活動していくのに、年に2人増えても男女共同参画と関係ないのであれば、別にこれを入れる必要はないと思います。
議 長：	公募委員が見つからない場合はどうしようということがあります。人材プールという感じでできたと思います。色々なところで定着してきているので、今後必要かどうかは検討が必要かもしれません。
事務局：	内閣府の今の男女共同参画推進調査でも、これを作っている・作っていないという項目があります。どこかに作っている根拠があるので、それも確認します。
委 員：	女性センターが作っている何とかだよりを送る等でつなぎとめることはしているのですか。
事務局：	していないです。なかなか活用には結びつかないのですが、年に1回は市の共有情報として各課に伝えています。
委 員：	男女共同参画とはあまり関係ないですよね。
事務局：	男女共同参画と関係なくとも、例えば講座の講師として社会教育でも利用していますし、委員会委員にとお願いしたい方もあるので、各課に情報提供しています。根拠と成り立ちについて改めて調べます。
委 員：	69ページ「2 計画の進行管理」に「施策の方向ごとに掲げた事業の進捗状況を毎年点検・評価し、その結果を「木津川市男女共同参画審議会」に報告し、目標達成に向けた課題とその解決策を検

	<p>討し、計画目標の実現に努めます」とありますが、前回計画では「目標達成に向けた課題とその解決策を検討し」の部分は「意見を求め」になっています。この「検討」は審議会が検討するのか、市が検討するのかがわかりませんでした。</p> <p>事務局： 各課の評価をここで報告し、チェックしていただく機能的な役割と考えていました。</p> <p>委 員： 句読点を打つ位置で変わりそうな気がします。</p> <p>委 員： 審議会は報告してもらうだけに留まるのか。</p> <p>事務局： 色々なご意見をお聞きした上で、それを各課に持ち帰ることになりますので、「意見を求め」を入れて、誰が何をするか明確にわかるようにしたいと思います。</p> <p>議 長： これは、男女共同参画推進会議がという意味ですか。</p> <p>事務局： 基本的に推進会議は計画策定の年に開催するもので、毎年するものではないです。審議会でご意見をいただいた上で、庁内でも意見をもらい、それをまとめていく形になります。</p> <p>議 長： 計画の進行管理は誰が主体になるのですか。</p> <p>事務局： 計画の進行管理は各課で行い、チェック機能として審議会に報告してご意見をいただくことになっています。</p> <p>委 員： 推進会議は、市役所庁舎内の話だと思います。進行管理は審議会に報告してもらい、それを各課にフィードバックするということですね。</p> <p>事務局： 計画の進行管理は基本的に各課がし、それを人権推進課でまとめて報告させていただき、ご意見を各課フィードバックします。</p> <p>委 員： 推進会議は毎年開くもので、事業報告等をまとめたものを出すというイメージでした。推進会議は、市長がトップですよね。</p> <p>議 長： 最初の頃は毎年開催されていたと思います。</p> <p>事務局： 昨年引き継いだ時には、計画策定の年に一回するから来年はしないといけないと書いてありました。再度確認させていただきます。</p> <p>議 長： 別に今まで、推進会議を毎年していただかなくて良いのですが、推進会議を行わない年も計画の進行管理は人権推進課に責任があるわけですか。</p> <p>事務局： そうです。</p> <p>委 員： だから、部長会議等で決まれば動きやすいですよね。何もなければ、動きづらいと思います。</p> <p>議 長： 以上で本日はよろしいでしょうか。</p>
<p>(4) その他</p>	

	5. 閉会
その他 特記事項	特になし。